

一般社団法人 モノづくりネットワーク九州
定款

平成 25 年 4 月 15 日定款作成
平成 25 年 月 日定款認証
平成 25 年 月 日設 立

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ものづくりネットワーク九州と称する。

(目的)

第2条 この法人は、ものづくりに関する優秀なエンジニアを育成し、福岡県の製造業の活性化を図るとともに、福岡県のさらなる発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

1. ものづくりに関するエンジニアの育成
2. ものづくりに関する調査、研究、開発
3. 会員に対する、ものづくり技術、情報、設備の提供
4. ものづくりに関する講演会、講習会、研究会の開催
5. 関係官庁及び関係団体等との連携、提携
6. ものづくりに関する受託並びに委託業務
7. その他当法人の目的を達成するため必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福岡県飯塚市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- 2 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員並びに賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第9条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ②当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所文は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第10条 会員は、次に掲げる事由によって退会する。

- 1 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。
- 2 死亡
- 3 総会員の同意
- 4 除名

- ②会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ②社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。
- ③社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第15条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事文は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第16条 会員は、当法人の会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第 17 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して 10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第 18 条 当法人の理事の員数は、3 名以上とする。

(理事の資格)

第 19 条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。

②前項の規定にかかわらず、総会員の議決権の過半数をもって、会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第 20 条 当法人の監事の員数は、1 名以上とする。

(理事及び監事の選任の方法)

第 21 条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第 22 条 当法人に理事長 1 人、副理事長を若干名置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

②理事長及び副理事長は、法人法上の代表理事とする。

③理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

② 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③ 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 24 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 理事会

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第 26 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第 28 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第 29 条 理事が理事会の決議の目的で、ある事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 30 条 理事長及び副理事長は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第 31 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10 年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 32 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 1 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。
- 2 当法人の解散に伴う基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 33 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第 34 条 代表理事は、毎事業年度、法人法第 124 条第 1 項の監査を受け、かつ同条第 3 項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- ②前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第 35 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日から 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第 36 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 北九州市八幡西区さつき台 2 丁目 15 番 3 号

氏名 鈴木 裕

住所 福岡県鞍手郡鞍手町大字長谷 570 番地

氏名 藤井 福吉

住所 北九州市八幡西区千代二丁目 4 番 5 号

氏名 藤川 勇

住所 北九州市若松区青葉台東 2 丁目 13 番 8 号

氏名 三重野 計滋

(最初の事業年度)

第 37 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(定款に定めのない事項)

第 38 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人ものづくりネットワーク九州を設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年5月 日

設立時社員

設立時社員

設立時社員

設立時社員